

超音波研究会 学生研究奨励賞 選奨規程

一般社団法人 電子情報通信学会
超音波研究専門委員会
平成28年12月12日制定

超音波研究会における「学生研究奨励賞」の表彰に関する事項は、本規程によるものとする。

- (1) 電子情報通信学会/日本音響学会 超音波研究会において、発表された口頭発表論文の中から、研究を奨励することを目的として、優秀な発表を選定し、その口頭発表者を表彰 する。
- (2) 本賞は「超音波研究会 学生研究奨励賞」と称する。
- (3) 超音波研究会 学生研究奨励賞を選定するため、超音波研究専門委員会に学生研究奨励賞 選定委員会(以下、選定委員会という)を設置する。
- (4) 選定委員会は、委員長、副委員長 2 名、幹事 2 名、幹事補佐 1 名、および、委員・顧問若干 名で構成する。選定委員会委員長は超音波研究専門委員会委員長が就き、幹事及び他の委員は委員長が推薦し、超音波研究専門委員会の承認を得て選出される。
- (5) 受賞対象は、超音波研究会において、学生によって登壇発表されたもので、表彰件数 は、受賞対象となった発表の総件数の 10%程度とする。
- (6) 超音波研究会 学生研究奨励賞は、賞状及び副賞を授与する。副賞は 1 件あたり5千円相当とする。

附則 本規程の改正は、超音波研究専門委員会の承認を得るものとする。本規程は、超音波研究会の Web 等で公開する。